

Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

核兵器・核実験モニター

465
15/2/1

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーンビル1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■湯浅一郎 郵便振替口座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

核兵器禁止のための法的枠組み

提案されている諸オプションを整理する

各国政府は交渉開始の追求を

核不拡散条約(NPT)再検討会議の開幕まで約3か月となった。前回、2010年再検討会議の最終文書に「核兵器禁止条約」の文言が初めて登場してから5年となる。しかし、核保有国による核軍縮は遅々として進まない。現状を打破するためには、核兵器を禁止し、廃棄するための「効果的な諸措置」を含んだ法的枠組みの交渉開始が必要である。これまでに提案されている法的枠組みのオプションを整理する。

法的枠組みの諸オプション(選択肢)

2014年4月2日、新アジェンダ連合(NAC)は、2015年NPT再検討会議第3回準備委員会に提出した作業文書¹⁾において、核兵器のない世界の達成と維持のために、NPT第6条が要請している「効果的な諸措置」に基づく法的枠組みを追求することを提起した。NACは法的枠組みの在り方として、「核兵器禁止条約(NWC)」、「簡易型核兵器禁止条約(NWBT)」、「枠組み合意」、「混合型協定」の4つのオプションを提示した。

その後、中堅国家構想(MPI)は、NAC提案についての議論を活性化させるべく、14年9月、ブリーフィング・ペーパー「A Beacon of Hope (希望への道)」²⁾を発表した。

14年10月、ニュージーランドのトゥリーサ・ダンワース(オークランド大学法学部准教授)が、NAC提案の議論を深めるために、ディスカッション・ペーパー「核軍縮に関する効果的な諸措置」を作成した。さらに、このダンワースの文書に対する反応として、アラン・ウェア(バーゼル平和事務所)もディスカッション・ペーパーを作成した。ウェアは、もう1つの法的枠組みオプションとして、「ビルディング・ブロック」のアプローチも可能性に含めるべきであるとした。

諸オプションの整理

3ページの表で、諸オプションを5つに分類した。以下、それぞれを概説し、相互の相違点と重複点、利点と課題を整理する。

①核兵器禁止条約(NWC)

現在の「モデル核兵器禁止条約」は、2007年、NPT準備委員会及び国連総会に、コスタリカ及びマレーシアが提出した。核兵器のない世界の達成と維持に求められる法的、技術的、政治的な諸要素について詳しく規定した包括的な条約である。基本的には「単一の条約」として考えられているが、「枠組み合意」や「ビルディング・ブロック」等の1つの構成要素としてNWCを捉えるアプローチもある。

今号の内容

法的枠組みの諸オプション

<表> 諸オプションの一覧表

<資料> OEWG作業文書「ビルディング・ブロック」

特定秘密保護法と情報公開

<資料> 特定秘密保護法の運用基準

【連載】被爆地の一角から(86)

「この道は何時か来た道」 土山秀夫

利点は、NPT第6条が求める核兵器のない世界の達成と維持のために必要な「効果的な諸措置」が網羅されている点である。しかしそのため、核保有国の参加が困難であるとも見られてきた。柔軟性を持たせ、「使用の禁止」だけを先に発効させる作り方も可能だろう。いずれにせよ、NWCが最初に提案されてから約20年が経ちつつ、交渉開始に至っていないことを背景として、別の諸オプションが提起されているという事実も踏まえるべきである。

②簡易型核兵器禁止条約(NWBT/Ban Treaty)

「核兵器の使用及び保有の禁止」に特化した条約である。NWCとは異なり、核兵器のない世界の達成と維持に必要とされる法的、技術的な諸条項を含めることは必須ではない。モデルNWCの「一般的義務」(核兵器の開発、実験、生産、備蓄、移転、使用及び使用の威嚇の禁止)に焦点を絞っている。廃棄プロセスや検証は盛り込まず、他の法的文書によって補完することを念頭に置いている。また、「使用の禁止」のみに絞って条約化を目指すアプローチもありうる。

非核保有国によってプロセスを先行し、場合によっては核保有国の参加なしで発効させることも可能である。NWCよりも早くプロセスを進められるとみられている。一方で、核保有国を含めず条約を既成事実化していくことによる弊害についても検討しなければならない。NPTの諸会議やジュネーブ軍縮会議(CD)で見られてきたような、核保有国と非核保有国の対立構造をもう1つ増やすものにもなり得るであろう。

③「枠組み合意」アプローチ

アプローチのあり方や解釈において、最も幅のある選択肢である。様々な分野で「枠組み合意」の先例がある。最もイメージしやすいのは、「気候変動枠組み条約」と「京都議定書」(ダンワースが例示)であろう。これは、大枠を括る合意を先に締結し、その後、詳細に関する法的文書を交渉・採択していく方式である。

「枠組み合意」の範囲や設計に関する標準的な様式は存在せず、かなりの自由度があるとされる。従って、設計の出発点から多用なアプローチがありうる。「枠組み合意」の構成要素として、NWCやNWBTを位置付けることも可能である。NWCやNWBTよりもさらに柔軟な設計が可能であり、核保有国の参加も伺える反面、「枠組み合意」の在り方は多様であり、交渉プロセスが複雑なものになる可能性も含んでいる。

④「ビルディング・ブロック」アプローチ

全体を括る法的枠組みはひとまず作らず、法的文書や諸措置を積み上げ、漸進的に核兵器禁

止・廃棄を目指す。核兵器のない世界に向かう最終局面における「ビルディング・ブロック」として、法的枠組みを作ることも排除はしない。

13年6月、核軍縮に関する国連公開作業部会(OEWG)に、日本を含む12か国が、作業文書「核兵器のない世界に向けたビルディング・ブロック」³(4ページ・資料に全訳)を提出した。作業文書は「国際社会は、相違点に焦点をあてるのではなく、共通の目標に向けた具体的で実際的な『ビルディング・ブロック』を見出すことで共通基盤に焦点を当てるべきである」としている。OEWG報告書は、「相互に補強し合う、1国的な、あるいは2国間、複数国間、多国間的な要素の集合を追求する。それらは前提条件となることを意図せず、時間枠にこだわっていない」とした。

すべての国が、政治的意志さえあれば、単独または国際的に行動に移すことが可能である。一方で、核兵器国や依存国が主張してきた「ステップ・バイ・ステップ」アプローチと同様に、核保有国と核依存国による核兵器維持のための口実ともなりかねない。

⑤混合型組み合わせ(A Hybrid Arrangement)

上記①～③のオプションを組み合わせ、あるいはそこに新たな要素を追加し、法的文書の策定を目指す。

すべての可能性の検討を開始せよ

ほぼすべてのオプションに共通することは、①そのオプションの中心を担う法的文書にどのような要素や時間軸を明記するのか、②どのような主体(核保有国、非核保有国、国連、市民社会)がどのように関与し、牽引し得るのか、③既存の条約、協定、議定書などの法的文書と相互に補強し合う設計や運用がいかになされるのか、といった課題が併せて検討されなければならないということである。

諸オプションを並べてみて改めて確認できるのは、NWCを除いては、現段階で容易にその様態をイメージできるオプションは存在していないという事実である。NPT再検討会議や、その先のあらゆる機会を捉え、核兵器の禁止・廃棄へ向けた法的枠組みに関する認識を深め、議論を進め、より具体的な提案が策定されていかなければならない。各国政府は、法的枠組みに関する議論及び交渉の開始を追求すべきである。

(塚田晋一郎) 

注

- 1 本誌第451号(14年7月1日)に抜粋訳。
- 2 ジョン・パロウズ著。本誌第463-4号(15年1月15日)に全訳。
- 3 原文: www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/OEWG/Documents/WP4_Japan_group.pdf

【表】核兵器禁止・廃棄の法的枠組みの諸オプション (ピースデポ作成)

オプション	概要	利点と課題
1. 核兵器禁止条約 (Nuclear Weapons Convention: NWC)	【核兵器の使用及び保有を禁止し、廃棄するために必要な諸要素を規定した包括的な条約】 ● 「包括的核兵器禁止条約」とも呼ばれる。 ● 現在の「モデル核兵器禁止条約」は、NGOが起草し、2007年のNPT準備委員会及び国連総会に、コストリカ及びマレーシアが公式文書として提出。 ● モデル核兵器禁止条約(NWC)は、以下の要素等を含んでいる。 一般的義務(核兵器の開発、実験、生産、備蓄、移転、使用及び使用の威嚇を禁止)／段階的廃棄プロセス／検証／条約履行のための機関設置／核物質の国際管理	● 1997年以降、マレーシア提出のNWC交渉開始を求める国連総会決議が、毎年賛成多数で採択されている。 ● 2009年、潘基文国連事務総長はいわゆる「5項目提案」の中で、NWCを法的枠組み交渉のための「良い出発点」とした。 ● 核保有国は参加拒否の可能性が高い。 ● 交渉に多くの年月がかかるという意見もあるが、使用禁止だけを先に発効させる作り方も可能。
2. 簡易型核兵器禁止条約 (Nuclear Weapons Ban Treaty: NWBTまたはBan Treaty)	【NWCに含まれるべき一部である「核兵器の使用及び保有」を先行的に禁止する条約】 ● 廃棄プロセスや検証に関する条項は盛り込まず、他の法的文書によって追加的に補完することを想定する。 ● 核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)が推進。 ● 「核兵器の使用禁止」のみを先行的に条約化する案もある。	● 非核保有国が主導し、核兵器の非正統化・違法化を速やかに実現する意図があるが、加盟国が少ないとそうならない。 ● 非核保有国の先行によって、核保有国との対立をより深刻化させる懸念がある。
3. 「枠組み合意」アプローチ (A Framework Agreement Approach)	【複数の法的文書(条約、協定、議定書など)によって、核兵器の禁止・廃棄の法的枠組みとして機能させるアプローチ】 ● ある種のNWCやある種のNWBTをこの枠組みの一部として含める作り方も可能。 ● 「気候変動枠組み条約」と「京都議定書」のように、大枠を括る条約を先に締結し、その後に詳細に関する議定書等の文書を交渉し採択していく「枠組み条約」方式もある。	● 様々な分野で先例がある。5つの議定書を持つ1980年の「特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)」は参考になる。 ● 範囲と設計に関する標準的な様式は存在しない。 ● 国連事務総長が「複数の法的文書の枠組み」と言及した重みがある。 ● NWCを1つの枠組みとして作ることも可能。
4. 「ビルディング・ブロック」アプローチ (Building Blocks Approach)	【全体を括る法的枠組みを作らず、法的文書や諸措置を積み上げ、漸進的に核兵器の禁止・廃棄を目指すアプローチ】 ● 核軍縮に関する国連公開作業部会(OEWG)作業文書で提案。(オーストラリア、ベルギー、カナダ、フィンランド、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スウェーデン、2013年6月) ● 法的枠組みを最終局面における「ビルディング・ブロック」の1つと考える。	● 核保有国の関与を継続させる狙い。 ● 核保有国や核兵器依存国が繰り返し主張してきた「ステップ・バイ・ステップ」(漸進的)アプローチと同様に、核保有国と依存国による核兵器維持のための口実となりかねない。
5. 混合型組み合わせ (A Hybrid Arrangement)	● NAC作業文書が言及。上記1～3から個別要素を抽出し、それらを組み合わせ、あるいは新たな要素を追加した法的文書。	

以下の諸文献を参考に作成した。

- 新アジェンダ連合(NAC)作業文書(2015年核不拡散条約(NPT)再検討会議第3回準備委員会、14年4月)(本誌第451号に抜粋訳)
- 中堅国家構想(MPD)「A Beacon of Hope(希望へつながる道)」(ブリーフィング・ペーパー、ジョン・パロウズ著、14年9月)(本誌第463-4号に全訳)
- 核軍縮に関する国連公開作業部会(OEWG)作業文書「核兵器のない世界に向けたビルディング・ブロック」(オーストラリア、ベルギー、カナダ、フィンランド、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スウェーデンによる提出。13年6月)
- トゥリーサ・ダンワース「核軍縮に関する効果的な諸措置」(ディスカッション・ペーパー、14年10月)
- アラン・ウェア「トゥリーサ・ダンワースによるディスカッション・ペーパーへの反応」(ディスカッション・ペーパー、15年1月)
- 核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)「今こそ核兵器禁止を」(パンフレット、13年6月)

**【資料】核軍縮に関する国連公開作業部会(OEWG)作業文書
「核兵器のない世界に向けたビルディング・ブロック」(全訳)**

2013年6月27日、ジュネーブ

オーストラリア、ベルギー、カナダ、フィンランド、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スウェーデンによる提出

基本理念

1. 国際社会は、核兵器のない平和で安全な世界という目標を共有している。諸国家には、その目標を達成するための手段または順序に関して相違があるかもしれない。しかし、核軍縮を前進させ、究極的には核兵器使用による壊滅的な人道的結果という危険性を取り除くために、国際社会は、相違点に焦点をあてるのではなく、この共通の目標に向けた具体的で実際の「ビルディング・ブロック」を見出すことで共通基盤に焦点を当てるべきである。

2. 「ビルディング・ブロック」への焦点化は、「ステップ・バイ・ステップ」アプローチを追求する上でその補強となりうるものである。それは並行的、同時的な措置がありうることを見越している。核兵器のない世界の達成と維持に向けた究極的な手段が多国的でなければならない一方で、効果的な軍縮には、多国間、複数国間、二国間または一国による、相互に補強された「ビルディング・ブロック」が不可欠である。軍縮と不拡散は同じコインの裏表を表すものであるから、核兵器の不拡散を確実にしていくことによって、適切な環境を生み出すことにもつながるだろう。

3. 1980年代の最大保有時以降の世界の核兵器備蓄における大幅な削減といった、過去の二国間および一国による「ビルディング・ブロック」に加え、核兵器のない世界を達成し維持することへの支えとなる、数多くの多国的な「ビルディング・ブロック」が既に存在する。これらには、国際原子力機関(IAEA)の保証措置制度、部分的核実験禁止条約、宇宙条約、核不拡散条約(NPT)、海底非核化条約、包括的核実験禁止条約(CTBT)、核テロリズム防止条約、および多国間軍縮機関が含まれる。さらなる「ビルディング・ブロック」が必要である。

4. 我々の目標が効果的で検証可能、不可逆的な核軍縮であるならば、これには即効薬は存在しない。これが私たちの直面している困難な現実である。しかし我々は、着実な歩みを続ける努力をしなければならない。現在の国際環

境の大勢を考慮するならば、多国間核軍縮の前進には実際の効果的な信頼醸成措置を促進することが求められる。この目的に向けては、核軍縮のプロセス全体を遅らせてしまいかねない国際社会の分裂を回避することが必須である。多国間核軍縮プロセスは、とりわけ核兵器保有国を関与させることを通じて、可能な限り包含的でなければならない。さらなる信頼および信用のための環境構築は、こうした包含のプロセスを確保するために不可欠である。そのような信用は、核兵器保有国すべてによる具体的な軍縮措置の目に見える形での履行と、すべての非核兵器国による不拡散への継続的な誓約を通じて、構築されなくてはならない。

实际的措置

5. 核兵器のない世界を下支えするような、実際のだが具体的な、短・中期の多国間行動が数多く存在する。上記の基本理念に基づき、また、2010年NPT行動計画の履行への明確な焦点化およびそれらへの誓約に沿って作られたものである。措置を講じる必要性も可能性もあるこれらの措置には、以下のようものが含まれる。

●核兵器または他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する検証可能で差別的でない条約の交渉で、その目的達成のためのあらゆる関連問題に対処したもの。

●そのような条約の交渉及び発効までの間、核兵器用の核分裂性物質の生産モラトリアムをすべての核兵器保有国が維持もしくは宣言すること。

●軍事目的ではもはや必要とされない核分裂性物質を指定すること。そのような核分裂性物質の不可逆的な除去を確実にするために、IAEAの文脈において、法的拘束力のある検証取り決めを策定すること。

●包括的核実験禁止条約(CTBT)の発効。

●CTBTの発効までの間、核兵器実験に関するモラトリアムをすべての核兵器保有国が維持または宣言すること。加えて、新たな核兵器技術の使用、および、同条約の目標および目的を損なうようないかなる行為をも慎むこと。

●すべての核兵器保有国が、安全の保証に関する誓約を十分に尊重するか、または、未だ行っていない場合、そうした保証の供与を継続的に誓約すること。

●ジュネーブ軍縮会議において、他の核関連の主要問題も含め、実質作業に復帰すること。とりわけ、核軍縮に関連したもの、ならびに、非核兵器国に対して核兵器の使用もしくは使用の威嚇を行わないとの保証を与える効果的で制

限を排した国際取り決めについて実質的に交渉すること。後者については、国際的に法的拘束力ある文書を排除せず、この問題のあらゆる側面を取り扱う勧告を検討することを視野に入れる。

●包括的な保証措置協定および追加議定書への普遍的な支持を含めた、国際原子力機関(IAEA)保障措置制度への支援および強化。

●核テロリズム防止条約の普遍化。

●核物質および核技術が平和目的で利用されることを保証するために、核軍縮に向けた技術的なノウハウも含めた、検証制度の開発についての作業の継続。

6. さらに、より多くの、一国による、二国間、または複数国間での行動が取られるべきであり、またそれは可能である。それには以下のようなものが含まれる。

●保有核兵器および備蓄する核分裂性物質に関する透明性の向上。

●核兵器または他の核爆発装置における使用のための核分裂性物質の製造施設の解体、あるいは平和利用への転換。

●配備された戦略核兵器の数の削減。

●非戦略および非配備の核兵器の数の削減。

●配備・非配備の核兵器の数を凍結するとの事前の誓約を伴った、複数国間または多国間の核削減交渉の推進。

●安全保障ドクトリンにおける核兵器の役割の低減、および、偶発的もしくは未承認の核兵器発射の危険性のさらなる低減。

●NPT普遍化の追求を含めた、非核兵器地帯の強化、および、新たな非核兵器地帯の創設。

●核兵器の使用による人道的結果を含め、軍縮・不拡散教育の推進。

7. 核兵器のない世界に向けた道筋の最後の局面において、多国間核軍縮枠組みあるいは核兵器禁止条約(NWC)がいかに最終的な「ビルディング・ブロック」として見なされるかについて、より長期的な視野でさらなる検討を加えることが必要とされるであろう。信用および信頼における環境の大勢は、そうした最終的措置の進展に影響を与えるものであり、我々が共通の目標に近づくにつれて、重要な考慮がなされなければならない。すべての国家、特に核兵器を保有する国々(しかしそれに限られない)は、そうした環境を形成する上での責任を有している。

(暫定訳:長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA))

秘密保護法下で問われる 情報公開と「情報」をめぐる実践の形

秘密保護法下の「情報」と民主主義

2014年12月、特定秘密保護法がいよいよ施行された。成立前の審議過程から施行後の現在に至るまで、あまりに多くの問題を抱えた同法に対する批判は継続している。「特定秘密」に何が指定されるのかが曖昧であり、政府の意思次第で60年以上など際限なく指定期間を延長でき、「漏洩」や「取得」、その教唆・煽動に対する罰則は強化されるなど、懸念は尽きない。14年10月に、政府は秘密保護法の運用基準を閣議決定したが、懸念を払拭するものではない(6ページ・資料に抜粋)。

問題だらけの秘密保護法は、廃止することが望ましい。だが、そうした原則とは別に、実際に同法が施行されてしまった現状を踏まえて、安保・平和問題に関わる対抗的实践における「情報」を武器とした取り組みのあり方や可能性を考えることは不可欠であろう。

ピースデポは「市民のためのシンクタンク」として、長く「情報」を武器とした批判と対抗言論、政策提言の活動を行ってきた。とくに米国の情報公開法を活用して米軍の公的文書を入手し分析することで、米軍や自衛隊の軍事活動の実態を明らかにする実践に取り組んできた¹。こうした立場からすると、そもそも日本の情報公開制度は、あまりに不開示とされる情報の範囲が大きく、不開示の理由も形式論的な説明にとどまるなど、非常に限界性が大きい。こうした状況は、特定秘密保護法の施行によって、さらに悪化していくことが予想される。だが、だからこそ秘密保護法下での情報公開制度とその活用の仕方について、実践的な問題意識から検討することが求められる。

秘密保護法と情報公開制度

特定秘密保護法によって指定される特定秘密は、情報公開法との関係ではどのように扱われるのだろうか？ ここでは紙幅の関係から秘密保護法の整理は省き、運用基準が示す両者の関係を整理するにとどめる。

運用基準は、「特定秘密である情報を記録する行政文書も、公文書管理法及び情報公開法が当然適用される」としている。つまり、特定秘密を

含む文書も開示請求がなされれば、行政機関の長が情報公開法に照らして「不開示情報」(同法第5条)に当たるか否かを判断した上で、「開示」「不開示」の決定を行うことになる。だが、運用基準は同時に、特定秘密に関わる部分は「その性格からして、不開示と判断されるものと考えられる」としており、実質的には「特定秘密」であることを理由に不開示決定がなされると想定している。

ただし、その不開示決定については当然、不服申立てを行うことが可能である。不服申立てがなされた場合は、行政機関の長の諮問に応じて「情報公開・個人情報保護審査会」(以下、審査会)が調査審議を行うことになる。この際、制度的に重要なのは、審査会による「インカメラ審査」である。「インカメラ審査」とは、当事者を立ち会わずに、文書等を直接見分する方法により行なわれる非公開の審理である。特定秘密保護法は、公益上の必要による特定秘密の提供の一つとして、「インカメラ審査」のための特定秘密の審査会への提示を定めている(第10条1項3号)。つまり、審査会が必要だと判断すれば、諮問した官庁に対して特定秘密を記録した文書自体を提出させて調査審議することができるのであり、その結果、審査会が「開示すべき」と答申した場合には、特定秘密指定が解除されて公開されることになる²。

問われる「情報」をめぐる実践

このように、制度的には情報公開請求を通じて特定秘密指定を解除させて公開させる道は、一応存在している。だが、問題は実際の運用である。冒頭に述べたように、日本の情報公開制度は十分に機能しているとは言い難い。このような現状では、残念ながら、上記のルートで特定秘密を解除させて公開させることは非常に難しいだろう。

米国の場合は、情報公開法に基づく開示請求がなされれば、機密指定文書であっても請求に基づいて審査され、結果として公開されるケースも多い。米国の情報公開制度は、「政府の持つ情報は国民のもの」であって原則公開すべきものとする原理、そして、情報公開が民主主義の促進にとって不可欠のものであるという認識に立

脚しており、実際の運用にもそれが表れている。また、情報公開法とは別に、米国の機密保護制度には、機密指定の解除審査を一般市民が請求することができる「義務的機密解除審査」と呼ばれる仕組みが存在する。これによって、実際に多くの機密指定が解除され文書が公開されている。例えば、12年度に処理された解除審査請求7589件のうち、58.4%が全部指定解除、23.3%が部分解除されており、非解除は18.3%にとどまるという³。

米国の情報公開制度が長い実践の積み重ねによって闘いとられてきたものであることを踏まえれば、秘密保護法下の日本でも、情報を武器とした実践とそのための情報公開の促進を目指す闘いを積み重ねていくことが求められる。その

ためにも、特定秘密保護法と情報公開法との関係をさらに解明すること、そして、秘密保護法の下で米国の情報公開制度を活用することの可能性を検討することも必要である。これらについて、機会を改めてさらに検討したい。(吉田遼)^④

注

- 1 本誌第447-8号(14年5月15日)参照。
- 2 このことは、政府参考人の答弁でも明言されている。「仮に、審査会の調査審議の結果、特定秘密を開示すべきとの答申がなされた場合には、答申を踏まえまして、特定秘密の指定を解除し、開示をすることになるかと思います」(鈴木良之政府参考人(内閣官房内閣審議官)の答弁。第185回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会議録第5号)。
- 3 三木由希子「アメリカの機密保護制度との比較検討」(『法学セミナー』14年9月号)。

【資料】特定秘密保護法の運用基準(抜粋)

閣議決定、2014年10月14日

1 基本的な考え方

1 策定の趣旨 (略)

2 特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項

(1) 拡張解釈の禁止並びに基本的人権及び報道・取材の自由の尊重

特定秘密保護法は、第22条第1項及び第2項において、その適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようないことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならないこと、及び出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとするを定めている。(略)特定秘密保護法の運用その他特定秘密に関する業務を行う全ての者は、当該規定の内容を十分に理解し、以下の点に留意しなければならない。

ア 特定秘密保護法が定める各規定を拡張して解釈してはならず、厳格にこれを適用すること。

特に、特定秘密保護法第3条第1項、第4条及び別表各号については、この点により一層留意し、本運用基準Ⅱ1、Ⅱ4(1)、Ⅲ1(1)等の規定に従って、必要最小限の情報を必要最低限の期間に限って特定秘密として指定するものとする。

イ(略)

ウ いわゆる国民の知る権利は、憲法第21条の保障する表現の自由や、憲法によって立つ基盤である民主主義

社会の在り方と結び付いたものとして、十分尊重されるべきものであること。特に、報道又は取材の自由については、国民の知る権利を保障するものとして十分に配慮することとし、出版又は報道の業務に従事する者と接触する際には、特定秘密保護法第22条第1項及び第2項の規定を遵守すること。

(2) 公文書管理法及び情報公開法の適正な運用

行政文書(公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。)第2条第4項に規定する行政文書をいう。以下同じ。)は、公文書管理法に基づき管理され、また、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)に基づく開示請求がされた場合には、情報公開法第5条各号に掲げる不開示情報を除き、開示されることとなる。

特定秘密である情報を記録する行政文書も、公文書管理法及び情報公開法が当然適用される。すなわち、特定秘密である情報を記録する行政文書についても、指定が解除され、又は指定の有効期間が満了し、当該行政文書の保存期間が満了した場合に、歴史公文書等(公文書管理法第2条第6項に規定する歴史公文書等をいう。以下同じ。)に該当するものは、国立公文書館等に移管されることとなる。また、何人も、情報公開法に定めるところにより、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を記録する行政文書の開示を請求することができ、開示請求を受けた行政機関の長は、情報公開法に基づき、開示・不開示の決定を行うこととなる。特定秘密に係る部分は、特定秘密に指定される情報の性質上、情報

公開法第5条に規定する不開示情報の一部に該当するものと解されるが、実際に開示・不開示の決定を行う際には、当該部分が情報公開法上の不開示情報に該当するか否かについて厳格に判断する必要がある。

なお、当該特定秘密に係る部分について不開示決定がなされた場合であって、当該不開示決定について不服申立てがなされたときは、行政機関の長の諮問に応じ、情報公開・個人情報保護審査会等(以下単に「審査会等」という。)が当該不開示決定の適否を調査審議することとなる。この場合において、審査会等は、必要があると認めるときは、情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成15年法律第60号)第9条第1項(略)の規定に基づき、当該行政機関の長に対し、当該不開示決定に係る行政文書の提示を求めることができ、提示を求められた当該行政機関の長は、特定秘密保護法第10条第1項第3号又は第4号の規定に基づき、審査会等に特定秘密を提供することとなる。そして、審査会等による調査審議の結果、行政機関の長が当該特定秘密に係る部分を開示する際は、その指定を解除することとなる。

特定秘密保護法の運用その他特定秘密に関する業務を行う全ての者は、これらの点について十分に理解した上で、特定秘密保護法だけでなく、公文書管理法及び情報公開法についても各規定の内容を正確に理解してその適正な運用を徹底し、国民に対する説明責務を全うしなければならない。

www.cas.go.jp/jp/tokuteihimitsu/pdf/h261014_siryou20.pdf

(出典:内閣官房HP。下線はピースデポ。)

この道は何時か来た道

今年の年賀状には次の一文を付け加えた。年賀状にふさわしくないとは考えながらも、なぜか書かずには居られない危機感がそうさせたからだ。

『今の日本は、歴史修正主義者たちの策動によって、戦争への危険水域に近づきつつあると思います。安倍首相の推進する“富国強兵”や“滅私奉公”といった戦前回帰路線に対して、私たちはそれぞれの立場から「ノー！」の声を挙げ続けなくてはなりません。そのことが、先の戦争によって無念の最後を遂げた、310万人の犠牲者に報いる道だと信じているからです』

戦争というのは地震や噴火などの自然災害と異なり、或る日とつぜん起こってくるものではない。一見、突発的に引き起こされたように見える戦争でも、詳細に検証すれば必ず幾つかの伏線があり、偶然是なる戦争への引き金となったに過ぎない。安倍政権がやろうとしているのは、そうした伏線の重要な役割を先駆的に果たそうとしていることだ。例えば安倍首相はアベノミクスの成功によって、国全体を豊かにさせることを夢見て第1、第2の矢を放ってきた。その結果、大企業間であっても業種による格差を生じ、まして大企業や大都市圏と中小企業や地方都市間の格差は誰の目にも明らかなものとなった。従って第3の矢は絶対に失敗が許されない状況にあるものの、その成果が期せそうな兆しはまだ見えていない。

その間、各省庁の予算は年度によって増減の波が大きい。その中にあって、独り防衛関連費だけは右肩上がりに増額されているのが目を引く。安倍首相が12年末に総理に就任してから3年連続で伸びを示し、15年度予算案では過去最高の4兆9801億円、14年度補正予算と合わせれば実に約5兆2000億円規模に達する。中国が東南アジアで覇権主義をチラつかせるのを奇貨として、首相は殊更、中国の“脅威”を煽って軍備増強の理由付けにしているとしか

思えない。昭和の時代、日本陸軍は当時のソ連を仮想敵の“脅威”とし、海軍は途中から米国を“脅威”として軍事費の大幅増額を求めた。やがて軍部の発言権は強大となり、軍事費は一種の聖域として国会の干渉を許さず、ひたすら「富国強兵」路線を突っ走ったことは歴史の示す通りである。

一方、安倍首相は憲法改訂についても並々ならぬ意欲を見せている。国民の賛同が得られにくい9条は後回しにして、環境権など公明党の賛同が得られやすい項目からの着手を、すでに度々仄めかしている。最終的にはもちろん本丸の9条2項を廃止し、国防軍の設置と集団的自衛権の行使容認へと持っていく。その日のためにも「特定秘密保護法」を国会で強行採決させ、昨年12月から内容不備のまま施行させてしまったのだ。

自民党の憲法改正草案には、立憲主義を否定する多くの問題点を含んでいる。現行憲法では基本的人権の尊重、平和主義、国民主権を3大原理としているが、中でも基本的人権については第11条、第12条、第13条、さらに第97条と繰り返し強調されている。ところが自民党草案では、第12条は「国民の自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない」、つまり国が決めた秩序の下でしか人権は保障されないことが、また第13条では「すべて国民は個人として尊重される」とあるのを、自民党草案では「すべて国民は人として尊重される」(つまり個性や多様性の否定につながりかねない)のに加えて、ここでも「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り」尊重されるという縛りが掛けられている。或る意味で明治憲法への里帰りだ。

かくて時至れば「滅私奉公」の翼賛型人間への強制が、国家の名において為されることはあり得ないと断言できるであろうか。



特別連載エッセー●86

つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去5回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの前実行委員長。2010年12月、長崎市名誉市民に。

被爆地の一角から

土山秀夫

(題字も)

日誌

2015.1.6～1.20

作成：有銘佑理、塚田晋一郎

ISIL＝「イスラム国」／NPT＝核不拡散条約

- 1月7日 岸田外相、4～5月のNPT再検討会議に出席の方針。外相の出席は05年以来。
- 1月7日 米スタンフォード大のヘッカー氏、北朝鮮の保有核弾頭数は1年前から2発増えた12発になったと主張。
- 1月8日付 韓国「中央日報」、北朝鮮が「7日以内に韓国を攻略する」との作戦計画を立てたと報じる。
- 1月10日 独誌「シュピーゲル」、シリアのアサド政権がレバノン国境近くの新施設で核兵器製造の疑いがあると報じる。
- 1月12日 ローマ法王、広島への原爆投下を「人類史上最も恐ろしい惨事」とし、国際社会に世界平和実現への努力を呼びかける。
- 1月13日 ラッセル米国防務次官補、ニューヨークでの講演で、「広島と長崎の惨事」に言及し、米国には「核兵器を使用した唯一の国として道義的な責任がある」と述べる。
- 1月13日 ソン・キム米北朝鮮政策特別代表、「北朝鮮が核実験や人権弾圧行為を自ら放棄するという幻想は持っていない。全ての手段で全面的に圧力をかける」と述べる。
- 1月13日付 中国浙江省の新聞「銭江晩報」、「日本の軍事産業はドイツを圧倒する潜在力があるが、米国の監視下にあるため核保有の可能性はない」との論評。
- 1月15日付 ナイ元米国防次官補、安倍首相はナショナリスト的言動で隣国や同盟国の不信感を増長させ、非生産的と述べる。
- 1月16日 オバマ米大統領、キャメロン英首相とワシントンで会談。「テロリスト打倒のため、各国と協力して取り組む」と述べる。
- 1月17日 デリーで岸田外相とスワラジ印外相による日印外相間戦略対話。原子力協力などについて協議。

訂正と注意

前号463-4号、5ページ、「第69回国連総会決議投票結果」で「国別の投票結果は第1委員会における投票結果」です。また、決議データのURLは誤りで、下記に訂正します。
www.un.org/en/ga/69/resolutions.shtml

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加を

join-abolition-japan.dlNY@ml.freeml.com にメールをお送りください。本文は必要ありません。(freemlに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

ピースデポ第16回総会記念講演会

安倍政権の外交・安全保障政策を問う —北東アジアで日本は何をすべきか—

講演：柳澤 協二氏（元内閣官房副長官補）

2015年 2月28日(土) 16:00～18:00 (15:30開場)

川崎市国際交流センター レセプションルーム

後援：

新外交イニシアティブ(ND)

(東急東横線・目黒線 元住吉駅 徒歩約12分)

第16回総会 同日・同会場 12:30～15:00 (開場 12:15)

- 1月19日 北朝鮮祖国平和統一委員会、日米韓軍事情報共有や米韓連合師団発足への非難を韓国向けウェブサイトに掲載。
- 1月20日 ファロン英国防相、作戦配備核弾頭数を160発以下から120発以下に減らしたことを議会で公表。「抑止力」維持も表明。
- 1月20日 ISIL、拘束した日本人2人の命と引き換えに、日本政府に身代金2億ドルを要求する動画をインターネットに公開。
- 1月20日 オバマ米大統領、一般教書演説で、ISISについて、有志国連合によって「弱体化させ、打倒する」と述べる。
- 1月7日 西川農水相、翁長知事のサトウキビ関連交付金要請の面会を拒否。農水相は同日、JA沖縄中央会長、地元自民議員らと会談。
- 1月8日 与那国町議会、陸自沿岸監視部隊配備の賛否問う住民投票条例を賛成多数で可決。2月22日実施予定。
- 1月9日 沖縄防衛局、辺野古移設工法変更申請に関する県からの5回目の質問に回答。美謝川水路切替の再申請時期は不明。
- 1月10日 沖縄防衛局、米軍キャンプ・シュワブに大型トラックやコンクリートミキサー車など数十台分の資材搬入。
- 1月12日 名護市大浦湾のユビエダハマサンゴ群落の一部破損が判明。沖縄防衛局の警戒船がアンカーを引きずり破壊か。
- 1月12日 MC130H特殊作戦機、P3C哨戒機、エンジン停止で嘉手納へ緊急着陸。
- 1月13日 「島ぐるみ会議」、4月に国連人権理事会へ担当者を派遣し、在沖米軍基地の現状報告を行うことを発表。
- 1月14日 翁長知事、首相官邸初訪問。杉田官房副長官と会談し、辺野古移設反対を伝達。安倍首相との会談は実現せず。
- 1月14日 15年度内閣府沖縄振興予算3340億円。概算要求から454億円減。防衛予算、辺野古移設関連経費は14年度比2倍増の1736億円を計上。
- 1月15日 沖縄防衛局、辺野古移設海上作業を再開。浮桟橋を再設置。県警、ゲート前で抗議行動を続ける市民らを強制排除。
- 1月15日 米ウィスコンシン州兵空軍所属F16戦闘機12機、兵員役250人の嘉手納暫定配備開始。州兵空軍の海外派遣は異例。
- 1月15日 外務省、外交文書一般公開。62年に沖縄への毒ガス搬入を示す文書も初確認。
- 1月16日 普天間基地所属AH1攻撃ヘリ、渡名喜村出砂島周辺海上で部品落下。ミサイル発射装置など計3個、約200kg。
- 1月16日 海上保安庁、辺野古浮桟橋周辺にゴムボート20数艇、沖合に巡視船13隻を配置。拘束された市民1名が肋骨骨折。
- 1月16日 翁長知事、山口沖縄担当相と会談。振興予算確保に謝意。辺野古には触れず。
- 1月16日 米海軍、空母艦載輸送機C2グレイハウンドの後継としてオスプレイ導入を決定。沖縄飛来の可能性も。
- 1月17日 沖縄防衛局、辺野古沿岸部に臨時制限区域を示す浮具を再設置。
- 1月19日 沖縄防衛局、キャンプ・シュワブ沖合に臨時制限区域を示す浮標灯及びオイルフェンスを新たに設置。
- 1月19日 大浦湾海上、臨時制限区域内で海保職員に取り押さえられた女性1名が怪我。カメラを抑えるなど、取材も制限。
- 1月20日 F16戦闘機、嘉手納で訓練開始。

今号の略語

CD＝ジュネーブ軍縮会議
MPI＝中堅国家構想
NAC＝新アジェンダ連合
NPT＝核不拡散条約
OEWG＝国連公開作業部会
NWC＝核兵器禁止条約

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>
塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6桁)：会員の方に付いています。●「(定)」：会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」：入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、有銘佑理、津留佐和子、吉田遼、土山秀夫、梅林宏道